

農用地利用集積等促進計画(賃借権又は使用貸借による権利の設定関係)(令和7年8月29日公告分)

番号	権利の設定を受ける者 氏名又は名称	権利の設定をする土地						設定する権利				
		所 在				現況 地目	面積 ㎡	権利の種類	内 容	始 期 年.月.日	終 期 年.月.日	存続期間
		市町	大字	字	地番							
1	株式会社 アグリサポートおうみ富士	守山市	矢島町		3466	田	3,225	賃借権	水田	R7.9.1	R17.12.31	10年4ヶ月
2	川井 玲央人	守山市	新庄町		1727(1)	畑	650	賃借権	普通畑	R7.9.1	R11.12.31	4年4ヶ月
3	出口 湧己	守山市	新庄町		1639	畑	523	賃借権	普通畑	R7.9.1	R11.12.31	4年4ヶ月
4	川井 玲央人	守山市	服部町		1973	畑	610	賃借権	普通畑	R7.9.1	R11.12.31	4年4ヶ月

※公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「法」という。)第18条第7項の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところにより賃借権の設定等を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するとき、又は農地法(昭和27年法律第229号)第6条の2第2項の規定による通知を受けたときは、知事の承認を受けて、農用地等に係る賃貸借又は使用貸借の解除をすることができる。

- 1 当該農用地等を適正に利用していないと認めるとき
- 2 当該農作業を適正に行っていないと認めるとき
- 3 正当な理由がなくて法第21条第1項の規定による報告をしないとき